

令和 2 年特別調査の代替調査について（案）

- 令和 2 年毎月勤労統計調査特別調査を中止し、令和 2 年における常用労働者 1 ～ 4 人規模の事業所の実態把握のために、以下の代替調査（一般統計調査）を実施する。

※ 毎月勤労統計は、「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすること」を目的とする基幹統計。今回の代替調査は、基準期日・期間や調査方法が特別調査とは異なり、その調査結果については経年比較が困難となることから、毎月勤労統計の目的と合致しない。このため、今回の代替調査は毎月勤労統計とは異なる一般統計調査として実施する。

<代替調査の概要>

- 基準期日・期間

令和 2 年 9 月 30 日現在（令和 2 年 9 月分給与 及び 令和元年 10 月～令和 2 年 9 月賞与）

- 調査期間

令和 2 年 10 月 1 日～10 月 31 日

※ 特別調査では、7 月末現在を 8 ～ 9 月に調査しているが、今回の代替調査は郵送・オンライン調査の実施に向けた準備期間が必要であることから、基準期日・期間及び調査期間を上記のとおり変更する。

- 調査対象

令和元年特別調査の回答事業所のうち、住所を把握している全事業所（約 20,000 事業所）

※ 特別調査は、調査区内の全ての事業所を調査する集落抽出により調査を行っており、調査区は 2 年ごとに変更している。調査区は令和元年特別調査で変更しているため、令和 2 年特別調査では、令和元年調査と同じ調査区内の事業所を調査する予定であった。

- 調査事項・集計事項

特別調査と同じ

- 系統・手法

以下の系統により、郵送・オンライン調査を実施する。

配布：厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者（郵送により配布）

回収：報告者 — 厚生労働省（郵送又はオンラインにより回収）

- 公表時期

令和 3 年 4 月

※ 内閣府より、国民経済計算の推計において「2021 年 1 - 3 月期 1 次 Q E から利用するため、2021 年 4 月末までに公表されることが望ましい」とのご意見をいただいたことから、令和 3（2021）年 4 月までに公表する。